

令和6年度肥薩おれんじ鉄道地域連携促進事業業務委託
仕様書

1 業務委託の名称

令和6年度肥薩おれんじ鉄道地域連携促進事業業務委託

2 業務の目的

肥薩おれんじ鉄道沿線の地域住民をはじめ、民間事業者、自治体等が連携・協働し、多角的かつ中長期的な観点から同鉄道を活用する事業を検討するなど、地域活性化策の手段として同鉄道を活用する地域主体で自走可能な取組を創出する契機を作ることを目的とする。

※ 地域：北薩地域3市2町（阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町）

3 委託額の上限

5,324千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期限

令和7年3月14日（金）

5 業務概要

(1) 地域連携戦略会議の開催

（例：地域連携戦略会議の設置，マーケターの起用等）

- ・ 肥薩おれんじ鉄道を活用した地域主体の地域活性化策を企画・検討するための地域人材及び企業・団体を発掘の上，地域連携戦略会議を開催すること。
- ・ 会議のメンバーについては，上記の地域人材及び企業・団体，周辺地域自治体，地域おこし協力隊，同鉄道の利用者等を想定する。
- ・ 地域主体の地域活性化策を企画・検討するにあたっては，ファシリテーターに加え，マーケターや，地域活性化施策，まちづくり施策，鉄道利活用事業の実践者等をアドバイザーとして起用し，適切なアドバイスのもと会議を行うこと。
- ・ 年2回以上の会議を実施すること。会議の実施にあたっては，開催場所を確保し，議事内容等に則して適切な手法（対面，オンライン）を選択すること。
- ※ 会議参加者には，謝金及び交通費を支給すること（見積金額に計上すること。）。
- ・ 同鉄道の新たな利用価値の発掘を行うこと。必要に応じて，先進事例調査やマーケティング調査等を実施するものとする。

(2) 地域活性化の取組の試験的实施及び情報発信

（例：複数のイベントの実施等）

- ・ 肥薩おれんじ鉄道を活用した地域活性化の取組を試験的に実施すること。
- ・ 実施にあたっては，上記(1)に記載する地域連携戦略会議と連携することで相乗効果を得られるよう工夫すること。ただし，同会議の承認等を要するものではない。
- ・ 適宜，情報発信を行い，同鉄道のPRを行うこと。
- ・ 令和5年度に実施したイベント等を踏襲する場合，事業連携先の拡大や実施手法の工夫等を行うこと。
- ・ 同鉄道を活用した地域活性化の取組の自走化に向けたステップを提示し，次年度の事業展開を提案すること。

(3) 成果品提出

ア 成果物

- ・ 地域連携戦略会議における企画・検討結果（議事録を含む）
- ・ 調査等実施報告及び分析結果（実施する場合のみ）
- ・ 地域活性化の取組の実施報告
- ・ 肥薩おれんじ鉄道を活用した地域活性化の取組の自走化ステップの提示
- ・ 次年度の事業展開の提案

イ 納品日

履行期限と同じ

ウ 納品先

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係 担当：米盛
〒895-8501 鹿児島県薩摩川内市神田町1番22号
TEL：0996-25-5107 FAX：0996-25-5555
E-mail：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

6 著作権等

- (1) 成果品に関する著作権，著作隣接権，商標権，商品化権，意匠権及び所有権（以下，「著作権等」という。）は，特に定めのない限り，県に帰属するものとする。
また，本事業における成果物については，委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は，受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (2) 受託者は，自ら制作・作成した著作物に対し，いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合，その著作権は受託者に留保されるが，可能な限り，県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて，無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合，その著作権は第三者に留保されるが，受託者は可能な限り，県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて，第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果品納品の際は，第三者が二次利用できる箇所とできない箇所との区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果品に既存著作物等が含まれている場合には，受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は，委託者と毎月1回の会議（対面又はWEB）を行い，事業の実施計画の協議及び報告を行うこと。
- (2) 本業務に係る内容は，委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等についても，協議の上，決定する。また，本業務について，この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は，委託者と受託者で協議の上，決定する。
- (3) 受託者は，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，目的外の使用，第三者に開示，漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。